

資料編

資料編

1 環境元年からの歩み

年 月	取 組	年 月	取 組
H13年 12月	「環境基本条例」を公布・施行	H27年 4月	都内初の中核市移行
H14年 4月	環境審議会を発足	H28年 3月	佐川急便「高尾100年の森」を「体験の機会の場」として認定
H14年 7月	環境市民会議を設立	4月	八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）を指定
H15年 3月	環境学習リーダーの第1期生を認定	H29年 4月	八王子市役所環境マネジメントシステム「H-EMS」を導入
H16年 3月	「環境基本計画」を策定	H31年 3月	「第2次環境基本計画改定版」を策定
H16年 10月	ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」を改定	
H17年 1月	環境学習室「エコひろば」を開設	R2年 3月	「みどりの基本計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を改定
H17年 3月	「環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン」を策定	「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第4次）」を策定	
H17年 7月	「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を施行	R4年 2月	「ゼロカーボンシティ宣言」を表明
H18年 12月	環境自治体スタンダード「LAS-E」を導入	10月	館クリーンセンター運用開始
H19年 1月	「路上喫煙の防止に関する条例」を施行	R5年 3月	「八王子市未来デザイン2040」を策定
H19年 3月	「ごみ処理基本計画」を策定	「地球温暖化対策地域推進計画」を改定	
H19年 10月	粗大ごみ受付センターを開設 （H21年4月ごみ総合相談センターに名称変更）	R6年 3月	「第3次環境基本計画・生物多様性地域戦略」を策定
H22年 3月	「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を新規策定	循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）を改定	
H22年 10月	プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	R7年 3月	「みどりの基本計画」、「水循環計画」を改定
H23年 3月	温暖化防止センターを設立		
H25年 3月	「八王子ビジョン2022（八王子市基本構想・基本計画）」を策定		
H26年 3月	「第2次環境基本計画」を策定 「再生可能エネルギー導入方針」を策定		

アルファベット／数字

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要な酸素量で、値が大きくなるほど汚濁が多いことを示します。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCODも、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

BOD75%水質値

n個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき $0.75 \times n$ 番目にくる数値で、BODの環境基準の達成状況は75%水質値で見ます。

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略で、水中の有機物と無機物を酸化剤によって酸化するために必要とする酸素量で示したものです。

海域と湖沼における生活環境の保全に関する環境基準として用いられるとともに、排水基準にも用いられています。

LAS-E

環境自治体スタンダード（Local Authority's Standard in Environment）の略です。自治体向けの環境マネジメントシステムの規格で、目標の設定や監査に市民が参加することが特徴となっています。

ア行

アドプト制度

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度です。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設を「雨水浸透施設」と呼び、雨水浸透ますや浸透トレンチ（掘削した溝に碎石を充填し、この中に有孔管を設置したもの）が代表的な施設です。

エコひろば

「八王子市環境学習室」の愛称。市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全活動団体などが、地域に根ざした活動を展開するための活動拠点として、平成17年1月にあったかホール内に開設しました。環境に関する講座の開催や環境教育支援事業を行っています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガスなどがあります。

カ行

外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のことをいい、自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から特定外来生物が指定されます。

環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。環境基本法では、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が定められています。

2 用語集

かんきょうしみんかいぎ 環境市民会議

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織で、平成14年7月に設立されました。

かんきょうすいしんかいぎ 環境推進会議

環境市民会議の代表者、公募市民、市の職員により構成され、市の施策と市民・事業者の活動について協議・調整し、環境保全活動を総合的に推進するため、八王子市環境基本条例に基づいて設置された組織です。

かんきょう 環境マネジメントシステム

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針などを見直すという一連の管理のしくみのことをいいます。主なシステムとしては、ISO14001やエコアクション21などがあります。

きはつせいゆうきかごうぶつ 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compoundsの略で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことです。

具体例としてはトルエンやベンゼンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから幅広く使用されています。しかし、環境へ放出されると光化学スモッグなどの健康被害を引き起こす原因となります。また、ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が社会に広く認知され、問題となっています。

きゅうりょうち 丘陵地

なだらかな起伏、小山あるいは丘の続く地形のことです。山地より標高が低く、起伏が小さくなっています。本市では、多摩丘陵をはじめ、八王子丘陵、加住丘陵などがあります。

サ行

さとやま 里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。

しぜんきょうせい 自然共生サイト

30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標）達成のため国が実施している取組で、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のことです。

しゃめんりよくち 斜面緑地

市街地内の丘陵地にある斜面の緑地で、良好な自然が保持されているものをいいます。市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例に基づき、斜面緑地保全区域として指定した場合は、維持管理に要する経費の一部を支援しています。

せいさんりよくちちく 生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成に資する農地等を計画的に保全する地区です。

生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇を受けることができるため、農業の継続がしやすくなる一方、農地保全の観点から30年間の営農管理が義務付けられ、建築物などの建築行為は制限されます。

せぎ 瀬切れ

河川で流れが途切れたり、水量が極端に少なく河床が露出したりすることをいいます。

タ行

たいけん きかい ば 体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」に基づき、自然体験活動などを行う場を都道府県知事等（政令指定都市・中核市の場合はその市長）が「体験の機会の場」として認定する制度です。

2 用語集

ダイオキシン類^{るい}

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。有機塩素化合物の一種で、塩素原子の数と位置により多数の異性体があります。このうち、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの毒性がもっとも強く、生殖機能への影響、発がん性や奇形をひき起こすおそれがあることなどが指摘されています。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱に入れたもみ殻くん炭（もみ殻をいぶして炭にしたもの）やココピート、竹チップなどの基材に生ごみを入れてかき混ぜ、微生物の力で分解し、たい肥に変えるものです。

ちきゅうおんだんか

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス）の濃度が増加し、地球表面の温度が上昇することです。

とくべつりょくちほぜんちく

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域です。

八行

ばい煙^{えん}

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いですが、大気汚染防止法では、「硫酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義し、ばい煙は、同法による規制対象物質です。対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられ、それらを排出する施設が指定され、規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず、広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。

マ行

みどりのカーテン

ゴーヤやヘチマなどつる性の植物で建物の窓や壁を覆うことで、夏季の強い日差しを和らげるなど、冷房費の削減等の効果があります。

もくしつ

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。主に、樹木の伐採時に発生した枝や葉などの林地残材、あるいは、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、また、住宅の解体材や公園や街路の樹木の剪定枝などがあります。

ヤ行

やと 谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

ゆうがいたいきおせんがっしつ 有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされています。

大気中の濃度の低減を急ぐべき優先取組物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類などが取り上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められています。

ゆうすい

湧水

地下水が崖や谷戸などから自然状態で地表に流れでたものをいいます。

皆さんからのご意見・ご感想をお寄せください。

八王子市環境白書2025をご覧ください、お気づきの点やご意見・ご感想などがありましたら、下記までご連絡ください。

これからの環境白書作成の参考にさせていただきます。

(宛先)

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境部環境政策課

TEL：042-620-7384

FAX：042-626-4416

E-mail：b110400@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市環境白書2025

令和7年（2025年）10月 発行

編集発行 八王子市環境部

表紙の写真について

右 ルリビタキ

左 八王子環境フェスティバル

本冊子は再生紙を使用しています。